

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成26年3月4日

県北広域振興局長 高橋 信

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称

ア 協同組合一戸ショッピングセンター

イ 株式会社ジョイス

ウ 株式会社菅文

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 一戸ショッピングセンター 二戸郡一戸町一戸字砂森105番地4ほか

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(4) 変更する年月日 平成26年3月1日

(5) 変更の理由 来客の利便性向上のため

2 届出年月日 平成26年2月4日

3 縦覧場所 県北広域振興局経営企画部及び一戸町役場